

# 官報

号外 昭和三十四年二月二十七日

## ○第三十一回 衆議院会議録 第二十号

昭和三十四年二月二十七日(金曜日)

議事日程 第十八号

昭和三十四年二月二十七日

午後一時開議

第一 郵便賄金の旧預金者等に対する

し旧預金部資金所屬の連用資産

の増加額の一部を交付するため

の大蔵省預金部等損失特別処理

法第四条の臨時特例等に関する

法律案(内閣提出)

第二 石油資源開発株式会社法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第三 繊維工業設備臨時措置法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第四 特定物資輸入臨時措置法の一

部を改正する法律案(内閣提出)

第五 プラント類輸出促進臨時措

置法案(内閣提出)

第六 警察官に協力援助した者の

災害給付に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第七 国有提供施設等所在市町村

助成交付金に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第八 農業災害補償法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

第九 日本国鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出)	一部を改正する法律案(内閣提出)
比国ルバング島の元日本兵の生還を期する決議案(山下春江君外四百二十八名提出)	比国ルバング島の元日本兵の生還を期する決議案(山下春江君外四百二十八名提出)
日程第一 郵便賄金の旧預金者等に対する	日程第一 郵便賄金の旧預金者等に対する
資産の増加額の一部を交付するため	資産の増加額の一部を交付するため
の大蔵省預金部等損失特別処理	の大蔵省預金部等損失特別処理
法第四条の臨時特例等に関する	法第四条の臨時特例等に関する
法律案(内閣提出)	法律案(内閣提出)
第二 石油資源開発株式会社法の一	第二 石油資源開発株式会社法の一
部を改正する法律案(内閣提出)	部を改正する法律案(内閣提出)
第三 繊維工業設備臨時措置法の一	第三 繊維工業設備臨時措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)	部を改正する法律案(内閣提出)
第四 特定物資輸入臨時措置法の一	第四 特定物資輸入臨時措置法の一
部を改正する法律案(内閣提出)	部を改正する法律案(内閣提出)
第五 プラント類輸出促進臨時措	第五 プラント類輸出促進臨時措
置法案(内閣提出)	置法案(内閣提出)
第六 警察官に協力援助した者の	第六 警察官に協力援助した者の
災害給付に関する法律の一部を改	災害給付に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)	正する法律案(内閣提出)
第七 国有提供施設等所在市町村	第七 国有提供施設等所在市町村
助成交付金に関する法律の一部を改	助成交付金に関する法律の一部を改
正する法律案(内閣提出)	正する法律案(内閣提出)
第八 農業災害補償法の一部を改	第八 農業災害補償法の一部を改
正する法律案(内閣提出)	正する法律案(内閣提出)

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政  
協定の実施に伴う関税法等の臨  
時特例に関する法律の一部を改  
正する法律案(内閣提出)

比国ルバング島の元日本兵の生還  
を期する決議案(山下春江君外  
四百二十八名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動  
議を提出いたします。すなわち、山下  
春江君外四百二十八名提出、比国ルバ  
ング島の元日本兵の生還を期する決議  
案は、提出者の要求通り委員会の審  
査を省略してこの際これを上程し、  
その審議を進められんことを望みま  
す。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君の動議  
に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと  
認めます。よって、日程は追加せられ  
ました。

比国ルバング島の元日本兵の生還を  
期する決議案を議題といたします。提出  
者の趣旨弁明を許します。細田義安君。

比国ルバング島の元日本兵の生還  
を期する決議案を提出する。

昭和三十四年二月二十七日  
提出者  
山下春江外四百二十八名

比国ルバング島の元日本兵の生  
還を期する決議  
戦後既に十四年、今なお東南アジ  
ア諸地域の一部に少数の同胞が生き  
残つていると伝えられるることは、人  
道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸國の協力を求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、特に比国ルバング島の元日本兵については、ただちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期すべきである。

右決議する。

〔細田義安君登壇〕

○細田義安君　ただいま議題と相なりました、自由民主党及び日本社会黨の共同提案にかかる、比国ルバング島の元日本兵の生還を期する決議案について、その提案の趣旨を御説明申し上げます。

比国ルバング島の元日本兵の生還を期する決議案

戦後既に十四年、今なお東南アジア諸地域の一部に少数の同胞が生き残っていると伝えられるることは、人道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸國の協力を求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、特に比国ルバング島の元日本兵については、たちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期すべきである。

右決議する。

戦後十四年、絶えざる努力によつて、幸いにわが国の国民生活は著しく向上し、今や全く敗戦のためが払拭し去られるに至りましたことは、まさに御同慶の至りでございます。しかしながら、ここに私どもの忘れてならないことは、今日なお、敗戦の痛手を一身にない、苦しみもだえておるところの幾多不幸な同胞があるといふことをおきましても、しばし

ば院議をもつてこれが解決を督励して参りましたことについて、皆様御承知の通りでござります。しかしに、今までのようない全国民的苦惱を解消し得ないことは、遺憾この上もないことといわなければなりません。もとより、広大な東アの諸地域に散在いたしました未帰還者個々的確なる消息を突きとめることは、決して容易なことではございません。しかしながら、事の成否は別といたしましても、これらの人々の大多数が、國を守る至誠に燃えて戦いにおもむいた人々であることを思うとき、いかに困難なことであらうとも、私どもは、文字通り草の根道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸國の協力を求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、特に比国ルバング島の元日本兵については、ただちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期すべきである。

その一つは、ルバング島の奥地に隠れている元日本兵、小野田寛郎元少尉と小塙金七元一等兵の二名が、現地住民の一名に重傷を負わせ、さらに、レーダー建設に従事しておりますところの労務者一名を射殺の後、密林地帯に逃げ込んだため、フィリピン側警察本部長官は、これが逮捕命令を発しまして、場合によっては射殺してもかまわないと命じたといふのであります。

部長官は、これが逮捕命令を発しまして、場合によっては射殺してもかまわないと命じたといふのであります。

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。山口シヅエ君。

他の一つは、ルソン島の南部ラグナ州の一住民が、このほど、一人の元日本兵が、ぼろぼろの被服らしいものを守家族の方々であります。これらの人々の引き揚げ促進に、あるいはまた援護の万全に、今まで私どもは政府とともにあらゆる努力を重ねて参りましたところを發見したというのであります。

したが、本院におきましても、しばしば院議をもつてこれが解決を督励して参りましたことについて、皆様御承知の通りでござります。しかしに、今までのようない全国民的苦惱を解消し得ないことは、遺憾この上もないことといわなければなりません。もとより、広大な東アの諸地域に散在いたしました未帰還者個々的確なる消息を突きとめることは、決して容易なことではございません。しかしながら、事の成否は別といたしましても、これらの人々の大多数が、國を守る至誠に燃えて戦いにおもむいた人々であることを思うとき、いかに困難なことであらうとも、私どもは、文字通り草の根道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸國の協力を求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、特に比国ルバング島の元日本兵については、ただちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期すべきである。

その一つは、ルバング島の奥地に隠れている元日本兵、小野田寛郎元少尉と小塙金七元一等兵の二名が、現地住民の一名に重傷を負わせ、さらに、レーダー建設に従事しておりますところの労務者一名を射殺の後、密林地帯に逃げ込んだため、フィリピン側警察本部長官は、これが逮捕命令を発しまして、場合によっては射殺してもかまわないと命じたといふのであります。

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。山口シヅエ君。

もにしておりました同僚から、現地の状況をつぶさに承わったのであります。が、その様相は、實に言語に絶えます。しかし、比国ルバング島の元日本兵の生還を期する決議案に対し、日本社会党も遠く及ばないものがあります。まさに世紀の悲劇と言ふも過言ではありません。これら兩名の肉親の心像も遠く及ばないものがあります。

今日なお炎熱病魔の地に立てこもり、今もつて下山をかえんじないこれら元日本兵の真意が那邊にあるかは一切知る由もありませんが、ともあれ、十数年の長きにわたって、文明世界とは全く隔絶した原始的生活のもとで生き残っている姿を思うとき、私どもの胸は痛み、いかなる犠牲を払いませぬ。これら氣の毒にたえないう人々を救い出さねばならないとの熱情が沸々と燃え上つて参るのでござります。

(拍手)

ルバング島に対しましては、政府は、昭和二十七年以来、幾たびかにわたりまして、これが救出工作を実施してこられたことに對しましては、これと多いたしますが、人命にはおよそ限度がござります。それのみならず、これらの人々が今日まで隠れて生き延びてきた間に、現地の住民に対して、おそらくいろいろと御迷惑をかけているであろうことが推測せられるのみならず、このまま放置しておく場合におきましては、今後いかなる不測の事態を惹起するかは、何人といえども保障し得ないところであります。

以上の趣旨により、両党相ばかり、ここに、共同いたしましてこの決議案を提案いたしました次第であります。

何とぞ、こぞつて御賛成あらんことを切望し、趣旨弁明を終ります。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。山口シヅエ君。

〔山口シヅエ君登壇〕

○山口シヅエ君 ただいま提案されました、比国ルバング島の元日本兵の生還を期する決議案に対し、日本社会党も遠を期する決議案に対し、日本社会党を代表いたしまして賛成の意見を表明いたします。(拍手)

現在、東南アジア諸国に二千余名の看過し得ない痛恨事でござります。

いかにわが國の國力が増進をして国民生活が安定しようとも、かくのことき人道上忍びがたい問題を放置しておいたのでは、國際的にも不信を招くことは火を見るよりも明らかであるといわざりません。これら兩名の肉親の心は、まさに世紀の悲劇と言ふも過言ではないと思います。これら兩名の肉親の心は、まさに世紀の悲劇と言ふも過言ではないと思います。これら兩名の肉親の心は、まさに世紀の悲劇と言ふも過言ではないと思います。

他の一つは、ルソン島の南部ラグナ州の一住民が、このほど、一人の元日本兵が、ぼろぼろの被服らしいものを守家族の方々であります。これらの人々の引き揚げ促進に、あるいはまた援護の万全に、今まで私どもは政府とともにあらゆる努力を重ねて参りましたところを發見したというのであります。

したが、本院におきましても、しばしば院議をもつてこれが解決を督励して参りましたことについて、皆様御承知の通りでござります。しかしに、今までのようない全国民的苦惱を解消し得ないことは、遺憾この上もないことといわなければなりません。もとより、広大な東アの諸地域に散在いたしました未帰還者個々的確なる消息を突きとめることは、決して容易なことではございません。しかしながら、事の成否は別といたしましても、これらの人々の大多数が、國を守る至誠に燃えて戦いにおもむいた人々であることを思うとき、いかに困難なことであらうとも、私どもは、文字通り草の根道上まことに遺憾にたえない。

政府は、この際あらためて関係諸國の協力を求め、その所在に關し、調査の徹底をはかり、特に比国ルバング島の元日本兵については、ただちに適切な措置を講じ、その生還の万全を期すべきである。

その一つは、ルバング島の奥地に隠れている元日本兵、小野田寛郎元少尉と小塙金七元一等兵の二名が、現地住民の一名に重傷を負わせ、さらに、レーダー建設に従事しておりますところの労務者一名を射殺の後、密林地帯に逃げ込んだため、フィリピン側警察本部長官は、これが逮捕命令を発しまして、場合によっては射殺してもかまわないと命じたといふのであります。

○議長(加藤謙五郎君) 討論の通告があります。これを許します。山口シヅエ君。









昭和三十四年二月二十七日

衆議院会議録第二十号

石油資源開発株式会社法の一部を改正する法律案外三案

五 第十一條の三第一項又は第十九条第一項若しくは第二項の規定により届出をする者	一枚につき五百円
六 第十七條第三項の規定により標識の取付を受ける者	一枚につき五百円
七 織維工業設備台帳の提出を請求する者	一枚につき十円
八 織維工業設備台帳の閲覧を請求する者	一枚につき十円
九 織維工業設備台帳の原本の交付	一枚につき一百円
十 製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十一 ポリエチレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十二 ポリエチレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円

十三 ポリプロピレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十四 ポリ青化ビニリデン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十五 ポリ尿素系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十六 ポリアミド系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十七 ポリアミド系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十八 ポリアクリルニトリル系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
十九 ポリビニールアルコール系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
二十 ポリ塩化ビニリデン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
二十一 ポリエチレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円
二十二 ポリエチレン系合成繊維の製造の用に供すべきもの	一枚につき五百円

〔報告書は会議録追録に掲載〕	右	理由
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律案	内閣総理大臣 岸 信介	織維工業設備臨時措置法の施行後における経緯にかんがみ、化学繊維の製造の用に供する紡糸機を登録制の対象に追加するとともに、同法の規定により指示された共同行為に基き処理された設備について優先的に登録を受けることができるところとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。
〔報告書は会議録追録に掲載〕	左	〔報告書は会議録追録に掲載〕
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律案	内閣総理大臣 岸 信介	プラント類輸出促進臨時措置法
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律案	右	〔報告書は会議録追録に掲載〕

第一條 この法律は、プラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を確立することによつて、プラント類の輸出の促進を図ることを目的とする。(定義)	右	理由
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律	内閣総理大臣 岸 信介	〔報告書は会議録追録に掲載〕
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律	内閣総理大臣 岸 信介	〔報告書は会議録追録に掲載〕
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律	内閣総理大臣 岸 信介	〔報告書は会議録追録に掲載〕
特定期貨輸入臨時措置法の一部を改正する法律	内閣総理大臣 岸 信介	〔報告書は会議録追録に掲載〕

6 この法律において「保証損失」とは、鉱工業生産設備、電気若しくはガス供給設備、放送若しくは通信設備、水道施設、教育、研究若しくは医療施設、交通施設若しくは組み合わされた機械、装置又は工作物の総合体をいり。設であつて、一の機能を當むために配置され又は組み合わされた機械、装置又は工作物の総合体をいり。輸出」とは、プラントの重要な部位を構成する機械又は装置の輸出をいり。	3 この法律において「コンサルティング」とは、外国におけるプラントの建設又は改造(以下単に「プラントの建設等」という。)に関する計画又は設計をいう。
7 この法律において「保証条項」とは、保証条項といふ。	4 この法律において「プラント類の輸出」とは、プラントの輸出又は日本国内に住所若しくは居所を有する者が外国におけるその他の者を契約の相手方としてするコンサルティング若しくはプラントの建設等をいい、これらに対する対価の支払が日本國と外國との間に締結された賠償に関する条約又はこれに類する国際約束で政令で定めるものに基き日本國政府又は外國政府によりなされるものを除くものとする。
8 この法律において「保証金」とは、保証金といふ。	5 この法律において「プラント類の輸出者」とは、プラント類の輸出契約(以下「プラント類輸出契約」という。)の当事者のうち日本国内に住所又は居所を有する者をいふ。
9 この法律において「保証金の支払義務」とは、保証金の支払義務を伴う保証条項(以下「保証条項」といふ。)を含むプラントの生産能力、性能その他の政令で定める事項について違約金の支払義務を伴う保証条項(以下「保証条項」といふ。)を含むプラント類輸出契約を締結しているものが、当該保証条項に基き、かつ、コンサルティングの欠陥に起因して、違約金を支払い又は当該違約金の支払に代えて機械若しくは装置の取扱いその他の必要な措置を講ずることにより受けた損害をいり。	6 この法律において「保証損失」とは、保証損失といふ。

7 この法律は、公布の日から施行する。

8 この法律は、公布の日から施行する。

## (保証損失補償契約)

第三条 政府は、政令で定めることにより、保証条項を含むプラン

ト類輸出契約を締結しているプラン

ト類輸出契約を締結して、その者

の保証損失を補償する契約を締結することができる。

2 政府は、次の各号に掲げる場合

には、前項の契約(以下「補償契

約」という)を締結してはならな

い。

一 当該プラント類輸出契約に係る保証条項又はコンサルティン

グが適当なものであると認めら

れないと認められない場合

二 当該プラント類輸出契約が輸

出市場の開拓又は確保に寄与す

るものと認められない場合

(補償金額)

第四条 補償契約の目的の価額(以

下「補償価額」という)は、当該ブ

ラント類輸出契約に係る保証条項

に定められた違約金の支払限度額

に相当する金額又は当該プラント

類輸出契約に百分の二十を乗じて得た金額とする。

(補償金額の限度)

第五条 補償金額の限度は、補償金額に百分の七十の範囲内において

政令で定める割合を乗じて得た金額とする。

(補償契約の締結の限度)

第六条 政府は、一會計年度内に締結する補償契約に係る補償金額の

合計額が会計年度ごとに国会の議決を経た金額をこえない範囲内で、補償契約を締結するものとする。

(補償料)

第七条 補償契約を締結したプラン

ト類輸出者は、補償金額に保証損失の発生の見込、補償契約に関する國の事務取扱費等を勘案して政令で定める料率を乗じて得た金額

に相当する金額を、補償料として国庫に納付しなければならない。

(補償原因の発生及び補償金の額)

第八条 補償契約を締結したプラン

ト類輸出者に当該補償契約に係る保証損失が発生したときは、当該

補償契約について補償原因が発生したものとし、政府は、当該プラ

ント類輸出者に対し、当該保証損失に相当する金額に百分の七十の範囲内において政令で定める割合を乗じて得た金額又は補償金額のいずれか少ない金額に相当する金額を補償する。

2 前項の場合において、プラント類輸出者が当該保証損失に関し第

三者に対する権利を有しているときは、その者の保証損失の額は、当該保証損失の額から当該権利に相当する金額を差し引いて得た金額に相当する金額とする。

(政令への委任)

第九条 第七条の規定による補償料の納付の時期及び前条第一項の規定による補償金の支払の時期その他當該納付及び支払に關し必要な事項は、政令で定める。

(補償契約の有効期間)

第十条 補償契約の有効期間は、その締結の日から当該プラント類輸

出契約に係る保証条項が効力を失

う日まで又は当該プラント類輸出契約(コンサルティングのみの契約を除く)に係るプラントの引渡

後二年(コンサルティングのみの契約にあっては、当該コンサルティングの終了後四年)を経過する日までのいずれか短い期間とする。

(不服の申立)

第十五条 第八条の規定による補償金の決定又は第十二条の規定による措置について不服がある者は、通商産業大臣に對し、不服の申立をすることができる。

2 通商産業大臣は、不服の申立を受けたときは、通商産業省令で定めた手続に従い、公開による聴聞を行ひ、申立を受けた日から六月以内に決定し、申立人に対してもその旨を通知しなければならない。

(監督)

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、第

十六条第一項の規定により委託した業務に立ち入り、帳簿、書類部を返還させ、又は補償契約を解除することができる。

(業務の委託)

第二十条 通商産業大臣は、政令で定めるところにより、補償契約の締結に關する業務をその他この法律の規定に基く業務の一部を、民法第三十四条(公益法人の設立)の規定により設立された法人であつて、当該業務を委託するに必要かつて、適切な組織と能力とを有するものに取り扱わせることができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定により業務を委託した場合には、当該委託をした者(以下「指定機関」という)の名称、住所及び当該業務を行う事業所の所在地を官報に公示しなければならない。

(指定機関の役員等の秘密保持義務)

第二十一条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為を

した指定機関の役員又は職員は、

一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

(指定機関の役員等の秘密保持義務)

第二十二条 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定によ

る検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為を

した指定機関の役員又は職員は、

三万円以下の罰金に処する。

の締結その他政令で定める事項については、あらかじめ、大蔵大臣に協議しなければならない。

第十八条 第十六条第一項の規定により委託された業務に從事する指定機関の役員及び職員は、刑法明治四十年法律第四十五号(その他罰則の適用については、法令により公務に從事する職員とみなす)。

第十九条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定機関に対し、第

十六条第一項の規定により委託した業務に立ち入り、帳簿、書類を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(指定期間の役員等の地位)

第二十条 第十七条の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盜用した者は、

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

2 第二十三条 第二十二条の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盜用した者は、

3 第二十二条の規定に違反して、その職務に關して知得した秘密を漏らし、又は盜用した者は、

## 第二十二条 第十九条第一項の監督

上必要な命令に違反した場合には、その違反行為をした指定機関の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

## 附則

この法律は、公布の日から起算して三月を経ない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三条第一項の規定により補償契約を締結することができるプラント類輸出契約は、この法律の施行後において締結されたプラント類輸出契約とする。

この法律は、昭和三十八年三月三十日限り、その効力を失う。

ただし、その時までに第三条第一項の規定により締結された補償契約についてのこの法律の規定の適用及びその時までにした行為に対する罰則の適用については、この法律は、その時以後も、なおその効力を有する。

第四条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

二十三の二 プラント類の輸出

第三次第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

第十四条第一項第二十三号の次に次の一号を加える。

第十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の二号を加える。

九 プラント類の輸出に伴う保証損失の補償に關すること。

輸出貿易の現状にかんがみ、プラント類の輸出の促進を図るため、理由

ラント類の輸出に伴う保証損失を補償する制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## 報告書は会議録追録に掲載

## 〔小川平二君登壇〕

〔小川平二君登壇〕たゞいま議題となりました。

○小川平二君  
〔小川平二君登壇〕たゞいま議題となりました。

正に評価するために設けられた石油鉱業権評価審査会は、すでにその使命を全ういたしましたので、これを廃止しようとするものでございます。

本案は、二月十日政府委員より提案理由の説明を聴取し、以来、審査を重ね、二月二十五日に質疑を終了しました。

ころ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

そこで、引き続き採決に付しましたと、それで、引き続き採決に付しました。

ころ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

そこで、引き続き採決に付しましたと、それで、引き続き採決に付しました。

正に評価するために設けられた石油鉱業権評価審査会は、すでにその使命を全ういたしましたので、これを廃止しようとします。

本案は、二月十日政府委員より提案理由の説明を聴取いたしました後、十八日より質疑に入り、二十六日に至り質疑が終了しましたので、引き続き採決を行いましたところ、全会一致をもつて原案通り可決すべきものと決しました。

そこで、引き続き採決に付しましたと、それで、引き続き採決に付しました。

もつて原案通り可決すべきものと決した次第であります。

次に、プラント類輸出促進臨時措置案について申し上げます。

本案は、織維工業設備臨時措置法の促進のため、日本プラント協会に対する補助金の支出、あるいは輸出保険制度の運用等の措置がとられてきたのあります。

そこで、引き続き採決に付しましたと、それで、引き続き採決に付しました。

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案外一案

日程第六 警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案(一部を改正する法律案) (地方行政委員長提出)

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第七 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律案(一部を改正する法律案) (内閣提出)

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第八 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第九 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十一 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十二 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十三 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十四 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十五 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十六 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十七 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十八 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第十九 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十一 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十二 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十三 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十四 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十五 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

日程第二十六 地方行政委員長提出

警察官に協力援助した者の災害給付に関する法律

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案外一案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律の一部を改正する法律案

警察がその場にいない場合に現行犯人の逮捕等に当った者を加えますので、題名をこのように改めたのであります。

その第一は、新たに給付を受ける者について定め、一、殺人、傷害、強盗等、人の生命、身体もしくは財産に危害が及ぶ犯罪の現行犯人がおり、二、

に対する補助金として交付されるものであります。政府は、この点について了承するとともに、本案の成立に賛意を表しております。

以上が本案提案の理由及びその内容の概要であります。すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

本案は、一月二十八日本委員会に付託、翌二十九日黒金自治政務次官より提案理由の説明を聴取し、自來、慎重審議の上、昨二十六日質疑を終了しました。

その際、委員門司亮君より、本案に對し、自由民主党及び日本社会党の両党共同提案にかかる次のとおり附帯決議を付したいとの動議が提出されまし

○議長（加藤鑑五郎君） 御異議なしと認めます。よって、本案は可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたしました。  
す。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

第百五十条の二 国庫は、当分の間、予算の範囲内で、昭和三十四年に行われる第百十五条第四項の規定による共済掛金標準率の一般改訂によりその地域に適用される同様第一項第一号の共済掛金標準率をとることの場合にあつては、その主務大臣の定める金額」を加える。

当該現行犯人の逮捕または当該犯罪による被害者の救助に当たった者がそのため災害を受けたときは、地方公共団体が給付の責めに任することとしたこととあります。ただし、これらの者のうち、諸般の觀点からこの法律による給付を行うことは適当でないと認められる者はこれを除外することとし、そ

る法律案について、地方行政委員会における審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、一昭和三十二年の第二十六回国会において制定されました国有化する法律の一部に改正を加えまして、いわゆる基地交付金の現行法では、国が所有する固定資産でアメリカ合衆國

本法の施行に当り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もって交付金配分の公平均衡を期すること。

一、政令で定める弾薬庫及び燃料

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

の ような場所及び人にについての細則は  
政令で定めることといたしました。  
その第三は、給付を行ふものについて  
て規定し、給付の原因である灾害が、み  
ずから現行犯人の逮捕または被害者の  
救助に当つたことに起因するものについ  
ては、当該逮捕または救助に当つた

おける審議の経過及び結果の概要を御報告申し上げます。

本案は、一昨昭和三十二年の第二回国会において制定されました。國有する施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部に改正を加えまして、いわゆる基地交付金の現行法では、国が所有する固定資産でアメリカ合衆国の軍隊が使用するもの、並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については、その固定資産の所在する市町村に対して交付金が交付されることになつてゐるのを、さらに、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産についてもこれを基地交付金の対象資産に加えよう

本法の施行に当り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もつて交付金配分の公平均衡を期すること。

一、政令で定める弾薬庫及び燃料庫の範囲は、これら施設の用に供する土地の外、アメリカ合衆国軍隊が使用した場合との権衡等を考慮して建物及び工作物をも対象に加える等対象資産範囲の拡大を図り、実情に即するよう措置すること。

一、本法制定の際、本委員会が

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤謙五郎君) 日程第八、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事大野市郎君。

農業災害補償法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

こといたしました。

おける審議の経過及び結果の概要を報告申し上げます。

本案は、一昨昭和三十二年の第二十六回国会において制定されました國有地提供施設等所在市町村助成交付金に關する法律の一部に改正を加えまして、いわゆる基地交付金の現行法では、国が所有する固定資産でアメリカ合衆国軍隊が使用するもの、並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については、その固定資産の所在する市町村に対して交付金が交付されることになつてゐるのを、さらには、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産についてもこれを基地交付金の対象資産に加えようとするものであります。

その理由とするところは、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産は、その施設の性格上、広

本法の施行に当り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もつて交付金配分の公平均衡を期すること。

一、政令で定める弾薬庫及び燃料庫の範囲は、これら施設の用に供する土地の外、アメリカ合衆国軍隊が使用した場合との権衡等を考慮して建物及び工作物をも対象に加える等対象資産範囲の拡大を図り、実情に即するよう措置すること。

一、本法制定の際、本委員会が行つた附帯決議の線にそい、特に交付金総額予算の増額に努めること。

右決議する。

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第八 農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(加藤鑑五郎君) 日程第八、農業災害補償法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事大野市郎君。

右  
農業災害補償法の一部を改正する法律案  
国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日

内閣総理大臣 岸 信介

農業災害補償法の一部を改正する法律案  
農業災害補償法(昭和二十二年法)

を公布の日からとし、題名の改正に伴う関係法律の規定の整備を行なつておられます。

報告申し上げます。

本案は、一昨昭和三十二年の第二十五回国会において制定されました國有化施設等所在市町村助成交付金に関する法律の一部に改正を加えまして、いわゆる基地交付金の現行法では、国が所有する固定資産でアメリカ合衆国の軍隊が使用するもの、並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場の用に供する土地については、その固定資産の所在する市町村に対して交付金が交付されることになつてゐるのを、さらには、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産についてもこれを基地交付金の対象資産に加えようとするものであります。

その理由とするところは、自衛隊が使用する弾薬庫及び燃料庫の用に供する固定資産は、その施設の性格上、広大な面積を占めており、地元市町村においては、消防施設の拡充、道路、橋梁の整備等、財政支出の増高を余儀なくされているので、これらの固定資産を交付金の対象に加えることは、この助成交付金の制度を創設した趣旨に照らし当然必要なことと考えられるからであります。

本法の施行に当り、政府は、本制度創設の趣旨と経緯にかんがみ、特に左記事項に留意して、財政上特殊の事情に在る関係市町村助成のため、遺憾なきを期すべきである。

一、本交付金対象資産の評価の適正化を図り、もつて交付金配分の公平均衡を期すること。

一、政令で定める強薬庫及び燃料庫の範囲は、これら施設の用に供する土地の外、アメリカ合衆国軍隊が使用した場合との権衡等を考慮して建物及び工作物をも対象に加える等対象資産範囲の拡大を図り、実情に即するよう措置すること。

一、本法制定の際、本委員会が行つた附帯決議の線にそい、特に交付金総額予算の増額に努めること。

右決議する。

○議長（加藤錦五郎君） 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告を議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事大野市郎君。

右  
農業災害補償法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和三十四年一月三十一日  
内閣総理大臣 岸 信介

農業災害補償法の一部を改正する法律案

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）の一部を次のよう改正する。

第十三条の二中「第百四十四条第一号の定款等で定める共済掛金の」を削り、「相当する金額」の下に「（その金額が主務大臣の定める金額額

に対応する部分の率と同項第一号の共済掛金標準率乙とを合計した率（以下この項において「病傷率」といふ）に変更があつた地域内に住所を有する組合員等であつて乳牛の雌を死産病傷共済に付してるものに対し、当該変更による病傷率の増加の割合に応じて政令で定めるところにより算出される金額の補助金を交付することができる。

前項の規定により組合員等に交付すべき補助金は、これを当該組合員等に交付するに代えて、当該組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため当該組合等にこれを交付し、又は当該組合等が農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てるため当該農業共済組合連合会にこれを交付することができる。

第一項の規定による補助金に相当する金額は、毎年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保險特別会計に繰り入れる。

2 この法律の施行の際現に死廢病傷共済に付されている牛又は馬についての昭和三十四年三月三十一日の属する共済掛金期間に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

3 農業共済再保險特別会計法(昭和十九年法律第十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条中「農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第九十五号)附則第八項」を

「農業災害補償法第百五十条の二第一項」に改める。

4 農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第九十五号)の一部を次のように改正す

る。農業災害補償法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第五号)附則第八項を削り、附則第十項を第八項とする。

5 改正前の農業災害補償法の一部を改正する法律附則第八項の規定による補助金で昭和三十三年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例による。

理由 牛又は馬に係る死廢病傷共済の共済掛金についての国庫の負担方式を改めるとともに、最近における死廢病傷共済の被害率の異常な上昇を反映して、昭和三十四年における共済掛金標準の改訂により乳牛に係る死廢病傷

率の改訂により乳牛に係る死廢病傷

共済の共済掛金の額が増加する場合における組合員等の負担を軽減するための助成措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

【大野市郎君登壇】

○大野市郎君 ただいま議題となりました内閣提出、農業災害補償法の一

部を改正する法律案について、農林水産委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

農業災害補償制度の重要な一環である畜共済制度につきましては、昭和三十年に法律改正が行われ、死亡廢用

が、法令上、本年四月に料率の改訂を実施しなければならないことと相なつておりますので、この機会に国庫負担方式を改善し、料率改訂に伴う農家負担の軽減をはからうとして、本案が提出せられたのであります。

以下、改正案のおもな内容について申し上げます。

その第一点は、畜共済事業の掛金

に対する国庫負担方針についての改正

があります。すなわち、現行の掛金負担方法は、牛及び馬につき、最低共済

金額に対応する掛金のうち、死廢部分

に相当する額の半分を国庫が負担することとなつておりますが、これを原則として農家が選ぶ共済金額に対応する

掛金のうち死廢部分に相当する額の半分について国が負担することに改めます。

して、農家負担の軽減をはかるとともに改めたのであります。この場合、他

の制度における国庫負担との均衡をも考慮して、国庫負担の対象となる共済掛金の限度は農林大臣が定めることといたします。

第一の改正点は、乳牛につき、最近における被害率の異常な上昇のため、農家の支払う共済掛金の額が著しく増加し、国庫負担方式を前に申し述べました通りに改正いたしました。なお農家負担の増加が見込まれる状況にありますので、政府は、料率改訂により病傷の率が上昇する地域の農家に対しても、その新旧料率の差に応じて、掛金増加分の一一定割合について特別助成をいたすこととしておるのであります。

以上、改正案の骨子のみについて申上げましたが、本案は去る二月三十日提出され、二月四日政府より提案理由の説明を聴取いたし、慎重審議の結果、二月二十六日質疑を終了し、討論を省略して直ちに採決に入りましたところ、総員起立、本案は原案の通り可決すべきものと決しました。

○議長(加藤謙五郎君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

(拍手)

日本国有鉄道法(昭和二十三年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第五十六条—第六十三条)を(第五十六条—第六十四条)に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 日本国鉄道は、他の法律に定めるものを除くの外、その業務の運営に必要がある場合には、

運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行ふ事業に投資することができる。

日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定による投資に係る輸送施設に関する

芳賀委員から、附帯決議を付したい旨の動議が提出され、これまた全会一致の賛成をもってこれを付すべきものと決したのであります。すなわち、

政府は、農業災害補償法実施の現況にかんがみ、今後左記の措置を講ずべきである。

況にかんがみ、今後左記の措置を講ずべきである。

記

右 内閣総理大臣 岸 信介

一、本制度が農業の実態に即応し得るよう抜本的改訂を行った

め、速かに調査会を設置すること。

二、家畜共済事業の掛金については、農家の負担を軽減し、酪農の振興に寄与し得るため、次の機会に、全体の緩割二分の一国庫負担方式を確立すること。

以上をもつて報告を終ります。

右決議する。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第五十六条—第六十三条)を(第五十六条—第六十四条)に改める。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第五十六条—第六十三条)を(第五十六条—第六十四条)に改める。

第六条を次のように改める。

第六条 日本国鉄道は、他の法律に定めるものを除くの外、その業務の運営に必要がある場合には、

運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところにより、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使

用する輸送施設の運営を行ふ事業に投資することができる。

日本国有鉄道は、運輸省令で定めるところにより、前項の規定による投資に係る輸送施設に関する

を議題といたします。委員長の報告を求めます。運輸委員長塚原俊郎君。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

の使用状況その他の事項を運輸大臣に報告しなければならない。

第九条第三項第七号中「承認を受けるべき事項」の下に「(運輸省令で定める事項を除く。)」を加える。

第十条第一項中「理事五人以上十人以内」を「理事十一人以上十六人以内」に改める。

第五十五条第六号を削り、第五号を第六号とし、第三号及び第四号を一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第六条第二項又は前条第二項の規定に基く報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。

第六十三条の次に次の二条を加える。

(職権の委任) 第六十四条 この法律に規定する運輸大臣の職権で運輸省令で定めるものは、陸運局長が行う。

#### 附 則

この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

現行法に所要の改正をいたそうとするものであります。

#### 理 由

日本国有鉄道の経営の実情にかんがみ、理事の定数を増加することに、投資に関する規定を整備する等

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔塙原俊郎君登壇〕

○塙原俊郎君 大だいま議題となりました。

した日本国有鉄道法の一部を改正する法律案につき、運輸委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法案の趣旨を簡単に申し上げますと、御承知の通り、日本国有鉄道の経営について、設立以来今日まで、管理組織の変更その他の、制度的に幾たびか改正が行われて参ったのであります。

當については、設立以来今日まで、管

理組織の変更その他の、制度的に幾たびか改正が行われて参ったのであります。

が、何分にも膨大な組織でありますので、過去、いろいろと各方面から批判を受け、特に、最近では、公共企業体

を受けて、予算で定めるところによ

り、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行

う事業に投資することができる旨を明

らかにいたしております。

第三は、運輸大臣の職権の一部を陸運局長に委任することといたしておりま

す。これは、現在まで本省のみで行なって参りました日本国有鉄道に対する監督を、地方の事情を具体的に把握している陸運局長に行わせることが適切かつ能率的なものについて、運輸

大臣の職権の一部を委任して陸運局長に行わせることにいたしております。

本法案は、去る二月七日当委員会に付託せられ、十日政府より提案理由の

まず、本法案の要点を申し上げますと、第一に、日本国有鉄道の支社制度を強化するため、理事の定数を十一人以上十六人以内にいたしてあります。

これは、理事を増員して支社長を理事の中から任命し得るようにいたし、もつて日本国有鉄道の最高意思決定機

をもつて日本国有鉄道が限定した範囲である理事会に支社の実情を反映せしめ、また、理事会の意向を十分徹底させることを目的といたしております。

第二は、日本国有鉄道が定めた範囲内での他の事業に投資することができることを目的といたしてあります。

第三は、日本国有鉄道は、運輸大臣の認可を受けて、予算で定めるところによ

り、日本国有鉄道及び他の運送事業者がともに使用する輸送施設の運営を行

う事業に投資することができる旨を明

らかにいたしております。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(加藤鑑五郎君) 採決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

以上、御報告申し上げます。(拍手)

説明を聴取し、十九日、二十四日並びに二十六日質疑が行われましたが、その内容は会議録によつてごらん願います。

かくて、同二月二十六日質疑を終了、討論を省略、採決の結果、本法案は全会一致をもつて政府原案の通り可決すべきものと決しました。

なお、川野芳滿委員より、鐵道管理局の所管区域につき、行政区域との関係、經營の適正規模等の点から、その

あり方についてすみやかに再検討すべき旨の附帯決議案が提出され、採決の結果、これまた全会一致をもつて可決されました。

以上、御異議ありませんか。

○議長(加藤鑑五郎君) 松澤君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(加藤鑑五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

○議長(加藤鑑五郎君) 在外公館の名称及び位置を定める法律案、通商に

関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの

件、右両件を一括して議題といたしま

す。委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

在外公館の名称及び位置を定める法律案、通商に

関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの

件、右両件を一括して議題といたしま

す。委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

在外公館の名称及び位置を定める法律案、通商に

関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの

件、右両件を一括して議題といたしま

す。委員長の報告を求めます。外務委員長櫻内義雄君。

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この

際、内閣提出、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、參議院送付、通商に

関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求める件、右両件を一括して議題となし、委員長の報告を求める件、その審議を進められんことを望みます。

○議長(加藤鑑五郎君) 本件は、議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案、參議院送付、通商に

関する日本国とハイチ共和国との間の協定の締結について承認を求める件、右両件を一括して議題となし、委員長の報告を求める件、その審議を進められんことを望みます。

昭和三十四年二月二十七日 衆議院会議録第二十号 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律

(在外公館の名称及び位置を定める法律の一部改正)

第一条 在外公館の名称及び位置を定める法律(昭和二十七年法律第八十五号)の一部を次のよう  
に改正する。

表中「在ニュー・ジーランド日本国大使館」ニュー・ジーランド ウエリントン」を

「在ニュー・ジーランド日本国大使館」ニュー・ジーランド ウエリントン」を

「在イラク日本国大使館」イラク バグダッド ウエリントン」を

「在レバノン日本国大使館」レバノン ベイルート ウエリントン」を

「在ボルトガル日本国大使館」ボルトガル リスボン ウエリントン」を

「在ボルトガル日本国大使館」ボルトガル リスボン ウエリントン」を

「在イラク日本国大使館」イラク バグダッド ウエリントン」を

「在レバノン日本国大使館」レバノン ベイルート ウエリントン」を

「在モロッコ日本国大使館」モロッコ ラバト ウエリントン」を

(在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部改正)

第二条 在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和二十七年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表大使館の項中「ニュー・ジーランド 001,111.00 010,410.00 5,210.00 7,310.00 6,450.00」を

「ニュー・ジーランド 111,100.00 10,410.00 5,210.00 7,310.00 6,450.00」を

「イ ラ ク 111,100.00 11,600.00 11,000.00 8,600.00 7,700.00 6,800.00 5,700.00 4,800.00 4,100.00 3,500.00」を

「レ バ ノ ン 111,100.00 11,800.00 11,000.00 8,600.00 7,700.00 6,800.00 5,700.00 4,800.00 4,100.00 3,500.00」を

「ボルトガル 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

「モロッコ 111,100.00 11,300.00 10,500.00 8,300.00 7,310.00 6,400.00 5,500.00 4,600.00 3,900.00 3,300.00」を

在外公館の増設及び昇格並びにこれら在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 理由

この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、在イラク及び在レバノンの各大使館及び各公使館、在ハンガリー公使館並びに在カサブランカの総領事館及び領事館に関する部分は、それぞれ、昭和三十四年四月一日以後において政令で定める日から施行する。

### 附 則

ダマスカス	一〇六七〇	八五四〇	七四七〇	六四〇〇	五三〇〇	四八〇〇	四〇〇〇	三五〇〇
ニューオルリンズ	一一一〇〇	九二〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六二〇〇	五四〇〇	四七〇〇	三六〇〇
ボルト・アレグレ	一〇四五〇	八三〇〇	七三〇〇	六二〇〇	五二〇〇	四七〇〇	三九〇〇	三五〇〇
カサブランカ	九三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四八〇〇	四一〇〇	三五〇〇	三〇〇〇

に改め、領事館の項中「

ニューオルリンズ

カサブランカ	九二〇〇	七一五〇	六四七〇	五五四〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇	三〇〇〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇
カサブランカ	九三〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇
カサブランカ	九三〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇

を

カサブランカ	九二〇〇	七一五〇	六四七〇	五五四〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇	三〇〇〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇
カサブランカ	九三〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇
カサブランカ	九三〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇

カサブランカ	九二〇〇	七一五〇	六四七〇	五五四〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇	三〇〇〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇
カサブランカ	九三〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇
カサブランカ	九三〇〇	八三〇〇	七三〇〇	六四〇〇	五五〇〇	四五〇〇	四一六〇	三四七〇
メルボルン	一〇九〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇	三一〇〇
ヒューストン	一一一〇〇	一〇一〇〇	九一〇〇	八一〇〇	七一〇〇	六一〇〇	五一〇〇	四一〇〇

に改める。

書の規定に基き、国会の承認を求める。

両国間の通商関係の発展を容易にすることをひとしく希望して、

次のとおり協定した。

第一條 政府は、日本国とハイティ共和国との間の通商關係の發展を容易にするため、昭和三十三年十二月十七日、通商に関するハイティ共和国との間の協定に署名した。よつて、この協定を批准することとした。

1 各締約国は、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入品若しくは輸出品のための支払手段の國際的移転について課されるすべての種類の關稅及び課徵金に關する事項、それらの關稅及び課徵金の賦課の方法に関する事項、輸入又は輸出に關連する規則及び手続に関する事項、輸出貨物に対する内國稅の適用に関する事項、輸入貨物について又はこれに關連して課される内國稅又は課徵金が課されること

在外公館の増設及び昇格並びにこれら在外公館に勤務する外務公務員の在勤俸の額を設定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定について、

内閣総理大臣 岸 信介

昭和三十四年一月九日

内閣総理大臣 岸 信介

国会に提出する。

日本国憲法第七十三条第三号ただし

通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定について、

内閣総理大臣 岸 信介

日本国政府及びハイティ共和国政府は、

昭和三十四年二月二十七日 衆議院会議録第二十号 在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案外一件

はなく、また、同產品に適用されているか又は将来適用される規則又は手続より一層嚴重な規則又は手続が適用されることはない。

3 同様に、いすれか一方の締約國の領域から輸出され、かつ、他方の締約國の領域に仕向けられる產品には、1に掲げる事項について、同様の產品がいすれかの第三国に仕向けられる場合に課されているか又は将来課される關稅、内國稅又は課徵金より一層高額の關稅、内國稅又は課徵金が課されることなく、また、同產品に同様の場合に適用されているか又は将来適用される規則又は手續が適用されることはない。

4 1に掲げる事項について、いすれか一方の締約國がいすれかの第三國を原產地とする產品又はいすれかの第三國に仕向けられる產品に対して与えているか又は将来与えるすべての利益、特典、特權又は免除は、他方の締約國の領域を原產地とする同様の產品に対するものとする。

5 この条の規定は、いすれかの締約國が国境貿易を容易にするため隣接国に与えているか又は与えることがある特別の利益には適用しない。

### 第一条

1 いすれの一方の締約國も、他方の締約國の產品の輸入に対し、なんらの禁止又は制限をも課してはならない。ただし、すべての第三國の同様の產品の輸入又はすべての第三國への同様の產品の輸出が同様に禁止され、又は制限されていける場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、いすれの一方の締約國も、その対外財政状態及び國際収支を擁護するため必要な措置を執ることができるものとし、さるに、他の仕向港まで航海を続けてその港で残りの旅客及び積荷を陸揚することができる。

### 第二条

両締約國は、相互の利益のため、

3 いすれの一方の締約國も、他方の締約國の船舶に対し、難破、海上損害又は不可抗力による寄航の場合には、同様の場合に自國の船舶又は第三國の船舶に与えると同一の援助、保護及び免除を与えるものとする。これらの難破し、又は損害を被つた船舶から救い上げられた物品は、すべての關稅を免除される。ただし、それらの物品が国内消費のため搬入された場合には、所定の關稅を支払わなければならない。

### 第五条

1 両締約國政府は、両國間の通商関係を強化すること並びに、特にそぞれの領域内における經濟の發展

及び生活水準の向上に資するため、科学及び技術に関する知識の交換及び利用を促進することを目的として協力することを約束する。

2 各締約國の政府は、他方の締約國の政府がこの協定の実施に関して行う申入れに対し好意的考慮を払わなければならぬ。

### 第六条

3 各締約國は、他方の締約國に対し少くとも三箇月前に文書による予告を与えることによつて、最初の三年の期間の終りに又はこの期間の満了後いつでもこの協定を終了させることができる。

4 各締約國は、沿岸貿易に従事する権利を自國の商船のみに留保す

泊地及び水域において、すべての事項に關して内国民待遇及び最惠國待遇を享受される。

2 いすれの一方の締約國の商船も、他方の締約國の領域に又はそぞの領域から船舶で輸送することが可能である。これの貨物及び人を輸送する権利に關して、当該他方の締約國によつて内国民待遇及び最惠國待遇は當該他方の締約國の領域に仕向けられる產品の輸出に対し、なんらの禁止又は制限をも課してはならない。

3 この協定は、批准されなければならぬ。批准書は、できるだけすみやかにボルトーブラーンズで交換されるものとする。

(b) 武器、弾薬及び軍需品の取引限がすべての第三國の商船に適用されることを条件とする。

(c) 公衆衛生の保護並びに病気、害虫及び寄生物に対する動植物の保護

(d) 美術的、歴史的又は考古学的価値を有する國宝の保存

4 両締約國の商船は、常に仕向国の領域内の二以上の港向けの旅客及び積荷を外国で積載した他方

もつとも、いすれか一方の締約國の領域内の二以上の港の旅客及び積荷を外国で積載した他方

の締約國の商船は、常に仕向国の領域内に在するため、それらの港の一つで法令に従い、それらの港まで航海その旅客及び積荷の一部を陸揚し、さらに、他の仕向港まで航海を続けることができる。

5 以上の港で旅客及び積荷を積載することができる。

日本国政府のために

藤山愛一郎

ハイティ共和国政府のために  
ハイティ・ダヴィッド

J・P・ダヴィッド

(沖縄に関する交換公文)  
(日本側書簡)

(日本側書簡)

(日本側書簡)

大臣は、本日署名された通商に関する日本国とハイティ共和国との間の協定に關して、同協定の最惠国待遇に関する規定が、一千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第三条に掲げる地域との通商及び同地域の船舶に対し日本国が与えていたるか又は将来与える権利及び特權については、当該地域に對する行政、立法及び司法上の権力の行使に關して同条後段に定める狀態が存続する限り、適用されないことを閣下に通報する光榮を有します。

本大臣は、さらに、閣下が前記の了解を貴国政府に代つて確認されることを要請する光榮を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向つて敬意を表します。

千九百五十八年十一月十七日  
ハイティ共和国政府代表  
J・P・ダヴィッド  
外務大臣藤山愛一郎閣下

右は本院において承認することを譲り受けた。國會法第八十三條により送付する。

日本國  
外務大臣 藤山愛一郎  
ハイティ共和国政府代表  
ジャン・ダヴィッド閣下

昭和三十四年二月二十五日

参議院議長 松野 繩平  
衆議院議長 加藤鏡五郎殿

[報告書は会議録追録に掲載]

[櫻内義雄君登壇]

○櫻内義雄君 大だいま議題となりました、在外公館の名称及び位置を定めた、在公館の改正する法律案並びに通商に関する日本国とハイティ共和国との協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、法律案について御説明申し上げます。

この法律案の骨子といたしましては、政府は、昭和三十四年度においてハンガリーに公使館を、ブラジルのボルト・アレグレに総領事館を、アメリカ合衆国のヒューストンに領事館を新設し、さらに、イラク、レバノン及びポルトガルの三公使館を大使館に、また、ニューヨークに大使館から大使館に切りかえられていく情勢にあり、諸外国の公使館との均衡の関係もあります。

[議長退席、副議長着席]

次に、公使館の昇格であります。が、戦後、國際的な趨勢といたしまして、各国外交機関は逐次公使館から大使館に切りかえられていく情勢にあり、諸外国の公使館との均衡の関係もありますので、この際、イラク、レバノン及びボルトガルの三公使館を大使館に昇格せんとするものであります。さらに、通商關係の發展が両間に有利なる点及びガット第三十五条の援用撤回等につき説かしめた次第であります。このようなわが方の説得もありまして、昨年十一月、同國は、ジャン・ダヴィッド上院財政委員長を政府代表として通商協定締結交渉のために派遣して参り、十二月十七日、東京においてこの協定の署名を了しました。

かような在外公館の新設及び昇格を行ふために、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正し、これに從事するのであります。同國は、対外感情が伝統的に良好であり、かつ、外交關係再開を切望しておりますので、行うために、在外公館の名称及び位置を定める法律の一部を改正し、これに從事する。

ハイティ共和国は、戰前にはわが國の對外貿易輸出に重要な地位を占め、かつ、わが海外移住の好適地でもありますので、ことに總領事館を新設した、在公館の名称及び位置を定めた、在公館の改正する法律案並びに通商に関する日本国とハイティ共和国との協定の締結について承認を求める件につきまして、外務委員会における審議の経過並びに結果を報告申し上げます。

まず、法律案について御説明申し上げます。

この法律案の骨子といたしましては、政府は、昭和三十四年度においてハンガリーに公使館を、ブラジルのボルト・アレグレに総領事館を、アメリカ合衆国のヒューストンに領事館を新設し、さらに、イラク、レバノン及びポルトガルの三公使館を大使館に、また、ニューヨークに大使館から大使館に切りかえられていく情勢にあり、諸外国の公使館との均衡の関係もあります。

次に、公使館の昇格であります。が、戦後、國際的な趨勢といたしまして、各国外交機関は逐次公使館から大使館に切りかえられていく情勢にあり、諸外国の公使館との均衡の関係もありますので、この際、イラク、レバノン及びボルトガルの三公使館を大使館に昇格せんとするものであります。さらに、通商關係の發展が両間に有利なる点及びガット第三十五条の援用撤回等につき説かしめた次第であります。このようなわが方の説得もありまして、昨年十一月、同國は、ジャン・ダヴィッド上院財政委員長を政府代表として通商協定締結交渉のために派遣して参り、十二月十七日、東京においてこの協定の署名を了しました。

この協定の骨子は、關稅及び輸出入貨物に対する内國稅並びに輸出入規制

等に関して最悪待遇を許し、また、船舶に関する内国民及び最悪待遇を許すこと等にあります。

三年間効力を有することになります。な

お、この協定は、批准書交換の日から

三年間効力を有することになります。な

り、その後も、三ヶ月の予告をもって

これを終了せしめない限り、効力を存続することになります。

この協定は、関税及び輸出入制限等について

最悪待遇を確保しておりますので、

今後わが国の対ハイティ輸出は著しく増進するものと期待され、また、この

協定によりガット第三十五条援用撤回にもひとしい実質的効果を期待し得る次第であります。

この法律案は一月二十八日外務委員会に付託され、また、この協定は予備審査のため本委員会に付託され、二月二十五日参議院承認の後、さらに本委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、本二十七日討論を省略し採決の結果、いずれも全会一致をもって、本法律案は可決、本協定は承認すべきものと認決した次第でございます。

以上、報告申し上げます。(拍手)

○副議長(正木清君) これより採決に入ります。

まず、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

等に關して最悪待遇を許し、また、船舶に関する内国民及び最悪待遇を許すこと等にあります。

三年間効力を有することになります。な

お、この協定は、批准書交換の日から

三年間効力を有することになります。な

り、その後も、三ヶ月の予告をもって

これを終了せしめない限り、効力を存続することになります。

この協定は、関税及び輸出入制限等について

最悪待遇を確保しておりますので、

今後わが国の対ハイティ輸出は著しく増進するものと期待され、また、この

協定によりガット第三十五条援用撤回にもひとしい実質的効果を期待し得る次第であります。

この法律案は一月二十八日外務委員会に付託され、また、この協定は予備審査のため本委員会に付託され、二月二十五日参議院承認の後、さらに本委員会に付託されましたので、政府の提案理由の説明を聞き、質疑を行い、本二十七日討論を省略し採決の結果、いず

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、通商に関する日本国とハイ

ディ共和国との間の協定の締結につい

て承認を求める件につき採決いたし

ます。本件は委員長報告の通り承認す

るに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、本件は委員長報告の通り承認するに決しました。

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政

協定の実施に伴う関税法等の臨時特例に関する法律の一部を改

正する法律案(内閣提出)

国有財産法第十三条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの

件

○松澤雄藏君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。すなわち、この

際、内閣提出、特別鉄害復旧特別会計法を廃止する法律案、昭和二十八年度から昭和三十三年度までの各年度における國債整理

基準に充てるべき資金の織入の特例に

めます。よつて、本件は委員長報告の

通り承認するに決しました。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○副議長(正木清君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

十五年法律第二百七十一号)は、廃止する。

#### 附 則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。

2 特別鉄害復旧特別会計の昭和三十三年度分の収入及び支出並びに昭和三十二年度及び昭和三十三年度の決算に関しても、なお従前の事例による。

3 特別鉄害復旧特別会計の昭和三十三年度の出納の完結の際同会計に属する資産及び負債は、その出納の完結の際、一般会計に帰属するものとする。

4 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

第七条第一項第五号中「アル

コール専充事業特別会計」を「及びアル

コール専充事業特別会計」に改め

る。

第十四条第六号を削る。

理由

特別鉄害復旧特別会計法を廃止する。

第十四条第六号を削る。

理由

特別鉄害復旧特別会計法を廃止する。

理由

特別鉄害復旧特別会計法を廃止する。

理由

特別鉄害復旧特別会計法を廃止する。

理由

特別鉄害復旧特別会計法を廃止する。

#### 特 别 鉄 害 復 旧 特 别 会 計 法 を 廃 止 す る 法 律

十五年法律第二百七十一号)は、廃止する。

十五年法律第二百七十一号)は、廃止する。

和三十三年度限り廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

昭和二十八年度から昭和三十三年

度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

第一条から第三条まで中「昭和三十三年度」を「昭和三十四年度」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

国債の元金償還のための資金の繰入等に関する従来の特例の措置を、昭和三十四年度においても、引き続

き講ずることとする必要がある。こ

れが、この法律案を提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

漁船再保険特別会計における給与

保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計から

する繰入金に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

三条第一項の給与保険の再保険事業について昭和三十二年度及び昭和三十三年度における保険事故の異常な発生により生じた損失をうめるた

め、昭和三十四年度において、一般会計から、三千二百五十万円を限

り、漁船再保険特別会計の給与保険勘定に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

工事」という。」の下に「並びにこれらの工事の施行上密接な関連のある工事で国が委託に基づき施行するもの

（以下「受託工事」という。）を加える。

第三条中「受益者負担金」の下に「受託工事に係る納付金」を、「多目的ダム建設工事に要する費用」の下に「受託工事に要する費用」を加える。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の第一条及び第三条の規定は、昭和三十四年度の予算から適用する。

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

特定多目的ダム建設工事特別会計法の一部を改正する法律

災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

災害被害者に対する租税の減免、微収猶予等に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和三十四年一月二十三日

内閣総理大臣 岸 信介

〔報告書は会議録追録に掲載〕

災害に因り被害を受けた者が、

当該被害のあつた日の属する年の翌年以後三年以内の各年に

おいて、命令で定める給与、報酬又は料金の支払を受け、かつ、合計所

度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改訂する。

題名を次のように改める。

昭和二十八年度から昭和三十三年

度までの各年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入の特例に関する法律（昭和二十八年法律第二百六号）の一部を次のように改訂する。

國債整理基金に充てるべき資

金の繰入の特例に関する法律

（昭和二十七年法律第二百二十二号）第

政府は、漁船乗組員給与保険法

昭和二十七年法律第二百二十二号

第

内閣総理大臣 岸 信介

災害に因り被害を受けた者が、当該被害のあつた日の属する年の

翌年以後三年以内の各年に

おいて、命令で定める給与、報酬又は

料金の支払を受け、かつ、合計所

昭和三十四年二月二十七日 来議院会議録第二十号 特別災害復旧特別会計法を廃止する法律案外六件

得金額の計算上当該災害に因る所  
得税法第十一條の四に規定する雜  
損失の金額について同法第九條の  
四第三項の規定による控除を受け  
る者であるときは、政府は、その

者の当該各年において支払を受け  
る当該給与、報酬又は料金につき  
同法第三十八條第一項若しくは第  
四項又は第四十二條第一項若しく  
は第二項の規定により徵収される  
所得税については、同法第九條の  
四第三項の規定の適用に関する必要  
な限度において、前項の規定にか  
かわらず、命令の定めるところに  
より、その徵収を猶予することが  
できる。

第三条第三項の規定は、前二項  
の規定により所得税（所得税法第  
三十八條第一項又は第四項の規定  
により徵収するものに限る。）の徵  
収を猶予された者について、これ  
を準用する。

附 則

- この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。
- 改正後の災害被災者に対する租  
税の減免、徵収猶予等に関する法  
律第二条の規定は、昭和三十四年  
分の所得税から適用し、昭和三十  
三年分以前の所得税については、  
なお従前の例による。

理由 所得税法の改正による非課税限度  
額の引上げに伴い、所得税の減免及  
び徵収猶予を受けることができる災  
害被災者の所得限度額を引き上げる

とともに、給与所得者等が災害によ  
る雑損失の繰越控除の適用を受ける  
年分の所得税について源泉徵収の猶  
予を受けることができる」ととする  
必要がある。これが、この法律案を  
提出する理由である。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協  
定の実施に伴う関税法等の臨時特  
別に関する法律の一部を改正する  
法律案

右 昭和三十四年二月十八日

内閣總理大臣 岸 信介

日本国とアメリカ合衆国との間の  
安全保障条約第三条に基く行政協  
定の実施に伴う関税法等の臨時特  
別に関する法律の一部を改正する  
法律案

二 改正後の災害被災者に対する租  
税の減免、徵収猶予等に関する法  
律第二条の規定は、昭和三十四年  
分の所得税から適用し、昭和三十  
三年分以前の所得税については、  
なお従前の例による。

一 この法律は、昭和三十四年四月  
一日から施行する。

十二号の一部を次のように改正す  
る。  
第十二条の次に次の二条を加え  
る。  
（課税価格）

第十二条の二 前条第一項又は第二  
項の場合において、譲受に係る物  
品が価格を課税標準として課税を  
課する物品であるときは、その課  
税価格は、同条第一項の規定によ  
り適用することとされる関税定率  
に掲げる時における当該物品と同  
種又は類似の物品の本邦における  
通常の取引価格から関税その他の  
課税金及び通常の取引の費用を控  
除した額に当該物品の性質及び取  
引方法の差異による価格の相違を  
勘案し合理的に必要と認められる  
調整を加えた額とする。

一 前条第一項の場合において  
は、同項の規定により適用する  
こととされる関税法第六十七条  
の規定による申告の時

二 前条第二項の場合においては、  
同項に規定する譲受の時

三 取得財産の区分、種目、数量及び  
予定価格

(正倉院)								
区 分	種 目	数量	予定価格	事 由	備 考	(皇室)		
						一 所在地 東京都千代田区一番	二 口座名 皇室	三
小 計								
延坪	建坪	延坪	延坪三三坪	延坪三三坪	延坪三三坪	奈良県奈良市雜司町一五一〇一、一二二九〇一	正倉院	
						新築	内廷厅舍西口広場等路面舗装工	
						第一新宝庫、	第一新宝庫、	
						鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造	
						二階建	二階建	
						倉庫、プロツ	倉庫、プロツ	
						ク造平家建	ク造平家建	

国有財産法第十三条第二項の規定  
に基き、国会の議決を求めるの  
件

右 国会に提出する。

昭和三十四年三月十七日  
内閣總理大臣 岸 信介

国有財産法第十三条第二項の規  
定に基づき、国会の議決を求める  
ことについて、国有財産法（昭  
和二十三年法律第七十三号）第十三  
条第二項の規定に基き、国会の議決  
を求める。

次の財産を皇室用財産として取得  
することについて、国有財産法（昭  
和二十三年法律第七十三号）第十三  
条第二項の規定に基き、国会の議決  
を求める。

和二十三年法律第七十三号）第十三  
条第二項の規定に基き、国会の議決  
を求める。

和二十三年法律第七十三号）第十三  
条第二項の規定に基き、国会の議決  
を求める。

工作物		障壁	三〇メートル	面積000m <sup>2</sup>	増設
下水	一個				
照明装置	一ヶ	七百000m <sup>2</sup>	新設	新宝庫周囲、 新宝庫内電 灯、点滅器、差 込み	新宝庫周囲、 新宝庫内電 灯、点滅器、差 込み
土留	一ヶ	三六〇〇〇m <sup>2</sup>	増設	新宝庫周囲石 垣土留	新宝庫周囲石 垣土留
消防装置	一ヶ	四〇〇〇〇m <sup>2</sup>	新設	炭酸ガス消火 設備	炭酸ガス消火 設備
雜工作物	一ヶ	一一〇〇〇m <sup>2</sup>	増設	避雷針設備	避雷針設備
小計	二一〇〇〇m <sup>2</sup>				
計	九〇一〇〇m <sup>2</sup>				

理由  
皇居内の工作物並びに正倉院内の  
建物及び工作物の新築等を行ひ、こ  
れを皇室用財産として取得する必要  
がある。これが、この議決案を提出す  
る理由である。

ましたので、これに伴い、今までそ  
の残務処理に当つて参りました本特別  
会計につきましても、三十三年度限り  
これを廃止しようとするものであります  
す。

次に、昭和二十八年度から昭和三十  
三年度までの各年度における国債整理  
基金に充てるべき資金の繰入の特例に  
関する法律の一部を改正する法律案に  
ついて申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年度から  
昭和三十三年度において異常に発生し  
たことに伴う損失三千二百五十五万円を  
埋めるため、昭和三十四年度におきま  
して、これに相当する金額を限度とし  
て一般会計から繰り入れることができ  
ることといったそとをするものであります  
す。

次に、特定多目的ダム建設工事特別  
会計法の一部を改正する法律案につい  
て申し上げます。

この法律案は、国が行う多目的ダム  
工事に關連して行う受託工事の一  
元的統制と、工事の実施に関する責任  
關係を明確にして、工事の円滑化をは  
かるため、今回、この種の工事に関する  
経理をも、あわせて本特別会計にお

いて、漁船再保険特別会計における  
給与保険の再保険事業について生じた  
損失をうめるための一般会計からする  
繰入金に関する法律案について申し上  
げます。

この法律案は、漁船再保険特別会計  
における給与保険の再保険事業にかか  
る保険事故が、昭和三十二年度ないし  
昭和三十三年度において異常に発生し  
たことに伴う損失三千二百五十五万円を  
埋めるため、昭和三十四年度におきま  
して、これに相当する金額を限度とし  
て一般会計から繰り入れることができ  
ることとしたそとをするものであります  
す。

次に、日本国とアメリカ合衆国との  
間の安全保障条約第三条に基く行政協  
定の実施に伴う関税法等の臨時特例に  
関する法律の一部を改正する法律案に  
ついて申し上げます。

この法律案は、合衆国軍隊の構成員  
等からの譲り受け物品に対する課税規  
格は、原則として、同種物品が通常の輸  
入により輸入された場合の輸入港到着  
価格を基準として決定することとなつ

ち、前年度初めにおける国債総額の万  
分の百十六の三分の一相当額の繰り入  
れは、これを停止することとしたして  
おります。第二は、日本国有鉄道及び  
日本電信電話公社が政府に対して負う  
法定債務の償還元利金については、一  
般会計を経由しないで、直接國債整理  
基金特別会計に繰り入れることとした  
しております。

次に、災害被害者に対する租税の減  
免、徵収猶予等に関する法律の一部を改  
正する法律案について申し上げます。

本法律案のおもな改正の第一は、  
所得税の軽減、免除を受けることがで  
きる災害被害者の所得限度額につい  
て、全額免除する所得限度額を、現行二  
十万円以下とあるのを五十万円以下  
とし、半額軽減の限度額を、現行二十五  
万円から五十万円以下とあるのを五十  
万円から八十万円以下とし、二割五分  
の軽減の限度額を、現行五十万円から  
八十万円以下とあるのを六十万円から  
一百二十万円以下と引き上げることと  
いたしております。第二に、給与所得者  
等が災害による雑損失の繰り越し控除  
の適用を受ける場合に、災害のあった  
日の属する年の翌年以後三年間の各  
年分の所得税についても、源泉徴収の  
猶予を受けることができる制度を新た  
に設けようとするものであります。

この法律案は、合衆国軍隊の構成員  
等からの譲り受け物品に対する課税規  
格は、原則として、同種物品が通常の輸  
入により輸入された場合の輸入港到着  
価格を基準として決定することとなつ

ます。特別鉄道復旧特別会計法を廢  
止する法律案について申し上げます。  
この法律案は、特別鉄道復旧臨時措  
置法に基く復旧工事が完了し、同法が  
昨年三月三十一日をもって失効いたし

ましたので、これに伴い、今までそ  
の残務処理に当つて参りました本特別  
会計につきましても、三十三年度限り  
これを廃止しようとするものであります  
す。

次に、昭和二十八年度から昭和三十  
三年度までの各年度における国債整理  
基金に充てるべき資金の繰入の特例に  
関する法律の一部を改正する法律案に  
ついて申し上げます。

この法律案は、昭和二十八年度から  
昭和三十三年度において異常に発生し  
たことに伴う損失三千二百五十五万円を  
埋めるため、昭和三十四年度におきま  
して、これに相当する金額を限度とし  
て一般会計から繰り入れることができ  
ることとしたそとをするものであります  
す。

次に、特定多目的ダム建設工事特別  
会計法の一部を改正する法律案につい  
て申し上げます。

この法律案は、国が行う多目的ダム  
工事に關連して行う受託工事の一  
元的統制と、工事の実施に関する責任  
關係を明確にして、工事の円滑化をは  
かるため、今回、この種の工事に関する  
経理をも、あわせて本特別会計にお

○副議長(正木清君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散会

(常任委員辞任)

一、昨二十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

出席國務大臣

内閣總理大臣 岸 信介君

外務大臣 外務大臣

文部大臣 文部大臣

厚生大臣 厚生大臣

農林大臣 農林大臣

運輸大臣 運輸大臣

郵政大臣 郵政大臣

國務大臣 國務大臣

出席政府委員

大藏政務次官 厚生省引揚援護局長

農林水產委員

商工委員

通信委員

建設委員

予算委員

阿部五郎君

川崎末五郎君

加藤桂一君

河野鎮雄君

寺尾豊君

青木正君

山中貞則君

大橋武夫君

天野光晴君

永野謙君

高崎達之助君

三浦一雄君

柳本龍伍君

坂田道太君

鶴見愛一郎君

茜ヶ久保重光君

石山權作君

柳田秀一君

岡田春夫君

加藤勘十君

成田知巳君

天野光晴君

野澤清人君

西村榮一君

日野吉夫君

川崎末五郎君

松前重義君

大橋武夫君

永井勝次郎君

西村榮一君

岡田春夫君

加藤勘十君

成田知巳君

天野吉夫君

西村榮一君

岡田春夫君

黒田壽男君

大橋武夫君

永井勝次郎君

西村榮一君

大橋武夫君

天野吉夫君

西村榮一君

大橋武夫君

天野吉夫君

西村榮一君

地方行政委員

野澤清人君

天野光晴君

文教委員

川崎末五郎君

西村第一君

長谷川保君

天野光晴君

大橋武夫君

永井勝次郎君

川崎末五郎君

黑田壽男君

阿部五郎君

大橋武夫君

永井勝次郎君

西村榮一君

柳田秀一君

長谷川保君

天野吉夫君

成田知巳君

西村榮一君

岡田春夫君

加藤勘十君

成田知巳君

天野吉夫君

西村榮一君

岡田春夫君

黒田壽男君

大橋武夫君

永井勝次郎君

西村榮一君

大橋武夫君

天野吉夫君

西村榮一君

大橋武夫君

天野吉夫君

国税徵收法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案

案(内閣提出第一六八号)

酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)

社会労働委員会付託

農林水産委員会付託

社会労働委員会付託

期する決議案(山下春江君外四百二十八名提出)

比国ルバング島の元日本兵の生還を

送付された次の議案を受領した。

一、昨二十六日予備審査のため内閣か

ら送付された次の議案を受領した。

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のため日本

国とパキスタンとの間の条約の実施

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のため日本

国とパキスタンとの間の条約の実施

に伴う所得税法の特例等に関する法

案(内閣提出第一七〇号)(予)

農林水産委員会付託

大藏委員会付託

地政委員会付託

内閣委員会付託

議案提出

(議案提出)

一、昨二十六日議員から提出した議案

は委員会の審査を省略されたい旨の要求

書を受領した。

一、今二十七日議員から次の議案は委

員会の審査を省略されたい旨の要求

書を受領した。

一、昨二十六日議員から提出した議案

は次の通りである。

比国ルバング島の元日本兵の生還を

は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案

船員保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一六八号)

社会労働委員会付託

酪農振興法の一部を改正する法律案(内閣提出第一六九号)

農林水産委員会付託

社会労働委員会付託

期する決議案(山下春江君外四百二十八名提出)

比国ルバング島の元日本兵の生還を

送付された次の議案を受領した。

一、昨二十六日予備審査のため内閣か

ら送付された議案は次の委員会に付

託された。

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のため日本

国とパキスタンとの間の条約の実施

所得に対する租税に関する二重課税

の回避及び脱税の防止のため日本

国とパキスタンとの間の条約の実施

に伴う所得税法の特例等に関する法

案(内閣提出第一七〇号)(予)

農林水産委員会付託

大藏委員会付託

地政委員会付託

内閣委員会付託

議案付託

一、昨二十六日委員会に付託された議

案は次の通りである。

地方交付税法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六六号)

地方行政委員会付託

厚生保険特別会計法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第一六七号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第一六七号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正

する法律案(内閣提出第一六七号)

厚生保険特別会計法等の一部を改正

郵政省設置法の一部を改正する法律案  
開拓融資保証法の一部を改正する法律案  
森林開発公團法の一部を改正する法律案

盲学校、養護学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案

(議案通知)

一、昨二十六日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

市町村職員共済組合法の一部を改正する法律案

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

(議案撤回)

一、昨二十六日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

国際労働条約第八十七号批准に関する決議案（河野密君外十二名提出）  
(決議第二号)

昭和三十四年二月二十七日 宰議院会議録第二十号

明治三十五年三月三十日第三種郵便物認可

定額一部十五円  
(但し良質紙は二十円  
配達料共)

発行所

大藏省印刷局  
東京都新宿区市谷本町一五  
三五九段四丁目  
三五九段四丁目  
三五九段四丁目